

資料 2-2

【実施機関諮詢】

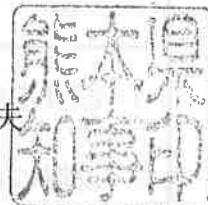
ドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務について
(条例第7条第3項第8号の本人以外からの個人情報の収集)

① 道路整備課	1 P
② 道路保全課	8 P
③ 県北広域本部	18 P
④ 企業局	27 P

道整第171号
平成28年2月24日

熊本県個人情報保護制度審議会会長様

熊本県知事 蒲島郁夫



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聞く事項について（諮問）
熊本県個人情報保護条例に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 濟問事項

道路整備課の公用車へのドライブレコーダーの設置について

2 条例上の根拠

条例第7条第3項第8号（例外的に本人以外から個人情報を収集する場合）

3 内容

別紙のとおり



(別紙)

ドライブレコーダーの設置状況

(所属名:道路整備課)

項目	内容
1 設置車両	道路整備課所管の公用車
2 設置の目的	道路状況の確認及び交通安全対策のため
3 設置根拠 (法令等)	
4 撮影の対象者	公用車が通行する周辺の歩行者及び車両
5 収集する個人 情報の内容	個人が識別できる映像及び音声 車両が識別できる映像
6 ドライブレコ ーダーの設置を 必要とする理由 又は事情	道路整備課は、道路に係る施策の企画、総合調整及び推進並びに道路の新設及び改良並びに橋梁の修繕に関する業務を所管しており、公用車を活用し、国道・県道の利用状況や道路の状態を確認することは、所管業務を進めるうえで有効な手段である。また、職員の公用車運転時の安全意識及びマナーの向上等、より一層の交通安全対策を図る必要があるため。

7 レコーダーの台数と設置場所	<p>【設置台数】 1台 【設置場所】 公用車のフロントガラスに前方に向けて設置</p>
8 録画方法、保存方法	<p>(1) 録画方法 <input checked="" type="checkbox"/> 常時録画 • 異常時のみ録画</p> <p>(2) 保存方法 メモリーカード</p>
9 記録画像の外部への提供	<p>(1) 通常時 あり • <input checked="" type="checkbox"/> なし <ありの場合の提供先></p> <p>(2) 異常事態発生時 <input checked="" type="checkbox"/> あり • なし <ありの場合の提供先> 警察及び損害保険会社</p>
10 ドライブレコーダーの取扱要項等	<input checked="" type="checkbox"/> あり • なし
11 その他の特記事項	

道路整備課公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、道路整備課が所管する公用車に設置するドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）の設置及びこれにより記録された映像及び音声情報（以下「記録データ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 ドライブレコーダーの設置目的

ドライブレコーダーは、道路状況の確認及び職員の安全運転意識の向上並びに交通事故発生時における適切な事故処理のために設置するものとする。

3 ドライブレコーダーの設置等

(1) 設置する公用車

設置の対象とする公用車は、道路整備課が所管する公用車1台とする。

(2) 撮影対象

ドライブレコーダーは、公用車のフロントガラスに前方に向けて設置し、車両前方の映像及び車両内外の音声（以下「映像等」という。）を撮影及び録音（以下「撮影等」という。）する。

(3) 撮影時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

(4) 記録

ドライブレコーダーで撮影等した映像等は、ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録するものとする。

4 管理責任者の指定

(1) ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、管理責任者を置く。

(2) ドライブレコーダー及び記録データの管理責任者は道路整備課長とする。

5 記録データの管理方法

(1) 記録データの管理

ア 記録データは一定時間（2時間程度）の記録により旧データの上書きを行い、交通事故等により一定の衝撃が発生した際の記録データは、上書きできないよう設定する。

イ 記録データは、盗難、紛失等の防止のため、公用車を使用しない間は、施錠できる執務室内に保管するものとする。

(2) 記録データの閲覧等

ア 記録データの閲覧は、原則として道路状況を確認する場合及び事故等が発生した

場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者が認めた者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。

(3) 記録データの保存

記録データの保存期間は30日とする。

ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(4) 記録データの複写

記録データの複写は、原則として行わない。ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、必要と認められる最小限度において、記録データを複写することができる。

(5) 消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 記録データの利用及び提供の制限

(1) 記録データは、次の各号の目的以外に利用及び提供してはならない。

ア 道路状況の確認のため。

イ 交通事故等の事実確認及び原因分析のため。

(2) 記録データの提供を行った場合は、提供日時、相手方の名称、提供理由、提供したデータの内容等を記録した記録簿を作成するものとする。

7 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車に「ドライブレコーダー搭載車」であることを表示するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

この要項は、平成28年2月24日から施行する。

平成 年度 ドライブレコーダー記録データの閲覧記録簿

道路整備課

閲覧日時	閲覧者	閲覧目的	閲覧したデータの内容	備考
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

平成 年度 ドライブレコーダー記録データの提供記録簿

道路整備課

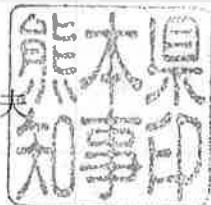
提供日時	相手方の名称	提供理由	提供したデータの内容	備考
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

道保第589号

平成28年2月18日

熊本県個人情報保護制度審議会会長 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聽く事項について（諮問）
熊本県個人情報保護条例に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 濟問事項

道路パトロール車へのドライブレコーダーの設置について

2 条例上の根拠

条例第7条第3項第8号（例外的に本人以外から個人情報を収集する場合）

3 内容

別紙のとおり



ドライブレコーダーの設置状況

(所属名：道路保全課)

)

項目	内 容
1 設置車両	各広域本部及び各地域振興局維持管理（調整）課が使用する道路パトロール車
2 設置の目的	道路区域内の道路施設状況に関する情報の収集力の向上、管理瑕疵による事故発生の抑制、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のため。
3 設置根拠 (法令等)	道路法 第13条(国道の維持、修繕その他の管理) 15条(都道府県道の管理) 42条(道路の維持又は修繕)
4 撮影の対象者	主に道路施設が撮影対象となる。 (公用車が通行する道路周辺の歩行者、車両及び車両の運転者を含む。)
5 収集する個人情報の内容	主に道路施設が撮影対象となるが、個人が識別できる映像、車両の登録番号が識別できる映像を併せて収集する。
6 ドライブレコーダーの設置を必要とする理由又は事情	<ul style="list-style-type: none"> ○ドライブレコーダー画像を用いた道路管理能力の強化・向上 ○道路状況などの証拠保全による管理瑕疵事故当事者に対する対抗力の向上 ○交通事故発生時の原因や証拠の保全 ○運転者の安全運転意識の向上

7 レコーダーの台数と設置場所	設置予定：7台 設置済み：2台（菊池、阿蘇）
8 録画方法、保存方法	(1) 録画方法 常時録画 • 異常時のみ録画 (2) 保存方法 ハードディスクに保存
9 記録画像の外部への提供	(1) 通常時 あり • なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 あり • なし <ありの場合の提供先> 異常事態発生の原因の特定・検証などに必要な証拠として必要に応じて警察、弁護士及び裁判所などへの提供が考えられる。
10 ドライブレコーダーの取扱要項等	あり • なし
11 その他の特記事項	

道路パトロール車へのドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、道路保全課が所管する道路パトロール車に設置するドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）の設置及びこれにより記録された映像情報（以下「記録データ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 ドライブレコーダーの設置目的

ドライブレコーダーは、道路区域内の道路施設状況に関する情報の収集力の向上、管理瑕疵による事故発生の抑制、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における適切な事故処理のために設置するものとする。

3 ドライブレコーダーの設置等

（1）設置する道路パトロール車

設置の対象とする車両は道路保全課が所管し、各広域本部及び地域振興局の維持管理（調整）課が使用する全ての道路パトロール車とする。

設置車両を変更した場合には、管理責任者にその旨を報告するものとする。

道路パトロール車 9台

（2）撮影対象

ドライブレコーダーは、道路パトロール車内に前方に向けて設置し、車両前方の映像を撮影する。

（3）撮影時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

（4）記録

ドライブレコーダーで撮影した画像は、ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録するものとする。

4 管理責任者の指定

（1）ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、管理責任者を置く。

（2）ドライブレコーダー及び記録データの管理責任者は広域本部及び地域振興局の維持管理（調整）課長とする。

5 記録データの管理方法

（1）記録データの管理

記録データは、盗難、紛失等の防止のため、道路パトロール車を使用しない間は、施錠できる執務室内に保管するものとする。

（2）記録データの閲覧等

ア 記録データの閲覧は、道路施設状況の確認が必要とされる場合及び事故等が発生

した場合等とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者が認めた者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、日時、氏名、目的、内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。

(3) 記録データの保存

ア 記録データは道路パトロールが終了して庁舎へ帰着後、指定するハードディスクに保管し、メモリーカードの記録データは消去する。

イ 記録データの保存期間は30日とする。

ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(4) 記録データの複写

記録データの複写は、原則として行わない。ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、必要と認められる最小限度において、記録データを複写することができる。

(5) 消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 記録データの利用及び提供の制限

(1) 記録データは、道路管理者として道路施設を管理するうえで必要と判断される場合又は、交通事故等の事実確認及び原因分析の場合等に利用及び提供するものとし、それ以外の目的に利用及び提供してはならない。

(2) 記録データの提供を行った場合は、提供日時、相手方の名称、提供理由、提供したデータの内容等を記録した記録簿を作成するものとする。

7 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車に「ドライブレコーダー搭載車」であることを表示するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの管理に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

この要項は、平成 年 月 日から施行する。

平成 年度 ドライブレコーダー記録データの閲覧記録簿

〇〇〇課

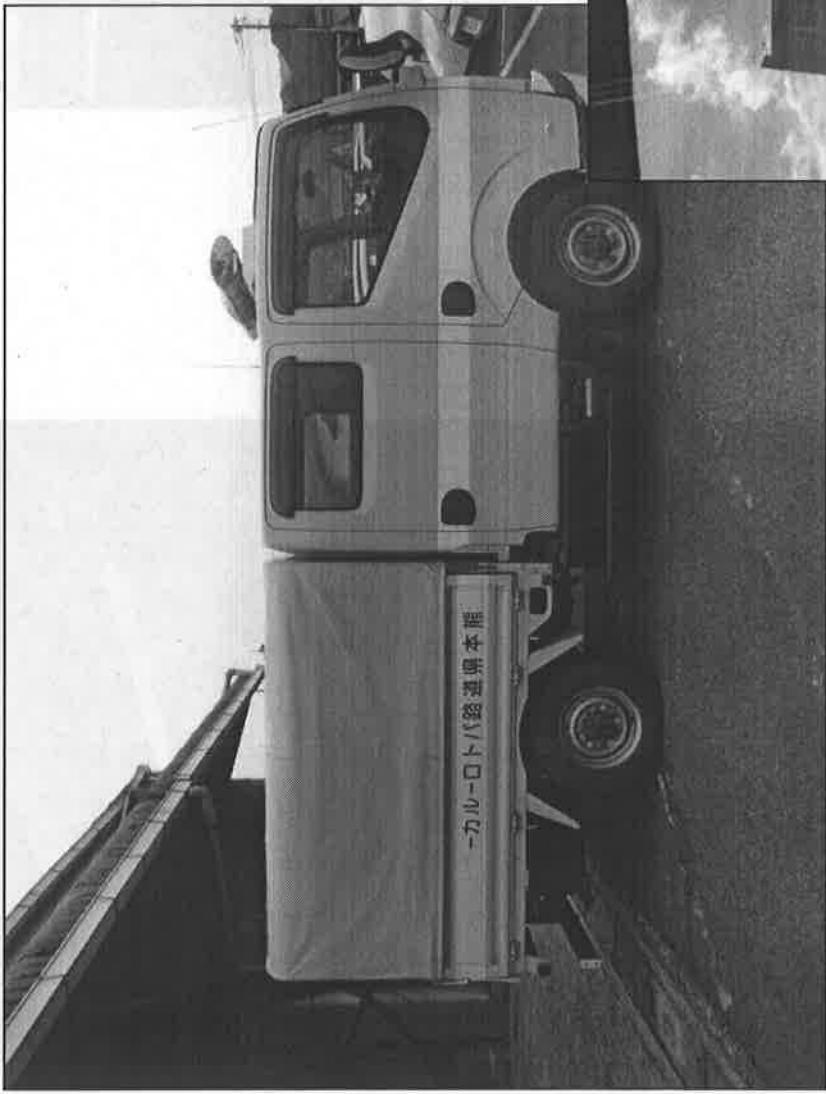
閲覧日時	閲覧者	閲覧目的	閲覧したデータの内容	備考
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

平成 年度 ドライブレコーダー記録データの提供記録簿

〇〇〇課

提供日時	相手方の名称	提供理由	提供したデータの内容	備考
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

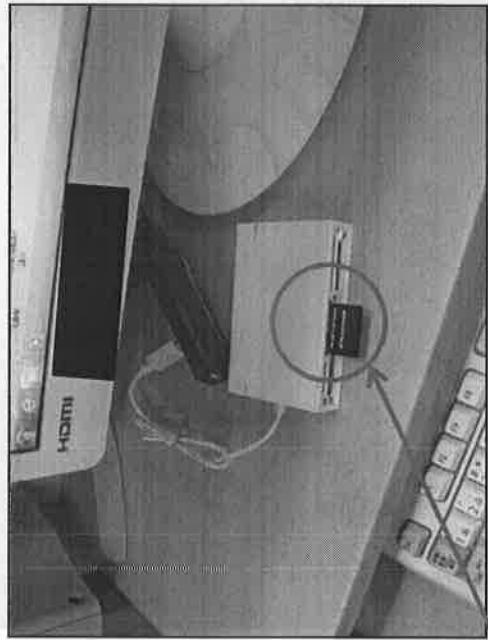
【ドライブレコーダー設置状況】(イメージ)



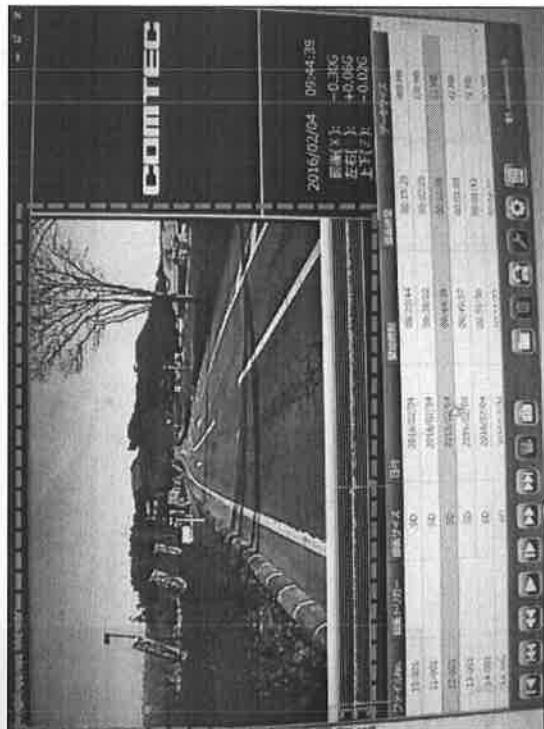


SDカード

[SDカードからHDDへデータの取り込み]



[パソコンでの再生状況]



道路法

(昭和二十七年六月十日法律第百八十号)

最終改正:平成二七年六月二四日法律第四七号

(最終改正までの未施行法令)

平成二十六年六月十三日法律第六十九号 (未施行)

平成二十六年六月十八日法律第七十二号 (未施行)

平成二十七年六月二十四日法律第四十七号 (未施行)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公的の福祉を増進することを目的とする。

第三章 道路の管理

第一節 道路管理者

(国道の維持、修繕その他の管理)

第十三条 前条に規定するものを除くほか、国道の維持、修繕、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業（以下「災害復旧」という。）その他の管理は、政令で指定する区間（以下「指定区間」という。）内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う。

(都道府県道の管理)

第十五条 都道府県道の管理は、その路線の存する都道府県が行う。

第四節 道路の保全等

(道路の維持又は修繕)

第四十二条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

北総第674号
平成28年2月18日

熊本県個人情報保護制度審議会会長様



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項について（諮問）
このことについて、熊本県個人情報保護条例に基づき、下記事項について諮問
します。

記

1 諮問事項

「ドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務」について

2 条例上の根拠

条例第7条第3項第8号（例外的に本人以外から個人情報を収集する場合）

3 内容

別紙のとおり

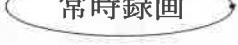
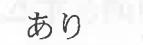
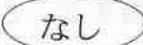
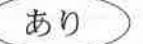
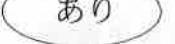
熊本県県北広域本部
総務課総務班
担当：山田
TEL：0968-25-4283



ドライブレコーダーの設置状況

(所属名：県北広域本部)

項目	内容
1 設置車両	<p>6台（詳細は以下のとおり）</p> <p>総務課所管：熊本300た2677</p> <p>総務企画課所管：熊本501て4080</p> <p>農業普及・振興課所管：熊本400た5097、580み828、581え4498</p> <p>林務課所管：熊本500の5616</p>
2 設置の目的	交通事故発生後の事務処理をより円滑に進めること及び所属職員の立場を擁護することを目的とする。
3 設置根拠 (法令等)	
4 撮影の対象者	公用車が通行する道路周辺の歩行者及び車両の運転者
5 収集する個人情報の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が識別できる映像及び音声 ・車両の車体番号が識別できる映像
6 ドライブレコーダーの設置を必要とする理由又は事情	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度から県北広域本部が設置され、県税の収税・課税、農地転用、建築確認等の業務の集約化が進められたことで、管轄面積が466km²から2,267km²へ拡大した。それに伴い、公用車等の出張による運転距離が長距離化し、交通事故発生のリスクが高まっている。 ・交通事故発生後の示談処理では、その後の紛争で過失割合が争点となり、互いの主張がかみ合わず紛争が長期化することが多い。また、人身事故となった場合、県側の過失割合が高くなれば、運転していた職員などが懲戒処分の対象となることも想定される。 ・そのため、交通事故発生後の事務処理をより円滑に進めること及び所属職員の立場を擁護することを目的としてドライブレコーダーを公用車へ設置した。 <p>※年度別の公務中における交通事故等発生件数は別添のとおり</p>

7 レコーダーの台数と設置場所	<p>台 数：県北広域本部全体で6台（公用車1台あたり1台のドライブレコーダーを設置） 設置場所：公用車のフロントガラスに内側から設置</p>
8 録画方法、保存方法	<p>(1) 録画方法  常時録画 → 異常時のみ録画</p> <p>(2) 保存方法 交通事故等が発生した場合は、ドライブレコーダーに記録された交通事故発生時のデータをパソコン等に保存することとしており、その際の保存期間は基本的に1月としている。（ただし、本部長が保存期間の延長が必要と認めたときは、保存期間を延長する。） ※ドライブレコーダーの録画時間は60分となっており、60分を超過した記録は自動的に消去されることとなっている。また、ドライブレコーダーに記録された情報は日常的に保存していない。</p>
9 記録画像の外部への提供	<p>(1) 通常時  あり •  なし <ありの場合の提供先></p> <p>(2) 異常事態発生時  あり • なし <ありの場合の提供先> 警察機関を想定</p>
10 ドライブレコーダーの取扱要項等	 あり • なし ※平成28年1月25日制定
11 その他の特記事項	

熊本県県北広域本部公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 設置目的

この要項は、熊本県県北広域本部（以下「本部」という。）における交通事故及びトラブル発生時における迅速かつ適切な処理並びに交通違反等の危険運転の確認を目的として、本部の公用車にドライブレコーダーを設置し、これを適切に管理運用することについて必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

(1) ドライブレコーダー

公用車内外の映像、音声を記録する装置をいう。

(2) 記録データ

ドライブレコーダーに記録された映像、音声をいう。

3 ドライブレコーダーの設置等

(1) 設置する公用車

設置の対象とする公用車は、総務部、保健福祉環境部、農林水産部及び土木部が所管する全ての公用車に設置できるものとし、具体的に設置する車両は、使用頻度等を考慮して各部で決定後、総括管理責任者に報告することとする。また、設置車両を変更したときも総括管理責任者に報告するものとする。

(2) 撮影対象

ドライブレコーダーは、公用車のフロントガラスに前方に向けて設置し、車両前方の映像及び車両内外の音声（以下「映像等」という。）を撮影及び録音（以下「撮影等」という。）する。

(3) 作動時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

(4) 記録

ドライブレコーダーで撮影等した映像等は、ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録するものとする。

4 総括管理責任者等の指定

- (1) ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、総括管理責任者等を置く。
- (2) 総括管理責任者は熊本県県北広域本部総務部長とし、記録データを総括管理する。
- (3) 管理主任はドライブレコーダーを設置した公用車を所管する課の課長とし、ドライブレコーダーを管理する。
- (4) 管理責任者はドライブレコーダーを設置した公用車を所管する部の副部長（ただし、総務課所管の公用車に設置したドライブレコーダーについては、総務部長）とし、記録データを管理する。

5 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車には、ドライブレコーダーを設置している旨の表示をするものとする。

6 記録データの管理方法

(1) 記録データの管理

- ア 記録データは一定時間（60分）の記録により旧データの上書きを行い、交通事故等により一定の衝撃が発生した際の記録データは、上書きできないよう設定する。
- イ 記録データの盗難、紛失等防止のため、公用車の使用後は全てのドアを施錠するものとする。
- ウ 運転者は、設置目的を達成するためにデータの確認が必要となった場合のみメモリーカードを取り外し、管理主任を通じて管理責任者に提出する。

(2) 記録データの閲覧等

- ア 記録データの閲覧は、原則として事故等が発生した場合とする。
- イ データの閲覧等は、管理責任者及び総括管理責任者のみ行うこととする。ただし、総括管理責任者が認めた場合は、この限りでない。
- ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。

(3) 記録データの保存

記録データを確認した結果、管理責任者が設置目的を達成するために保存が必要と判断した時は、専用の媒体に複写して保存のうえ、施錠できる執務室内に保管することとし、専用の媒体以外のものに複写してはならない。専用の媒体に複写後は、速やかにメモリーカードのデータを削除する。

データの保存期間は1ヶ月とする。ただし、設置目的を達成するため特に必要と認められるときは、熊本県県北広域本部長（以下「本部長」という。）の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に削除するものとする。

7 記録データの利用及び提供の制限

- (1) 記録データは、交通事故等の状況確認及び原因分析のためにのみ利用及び提供するものとし、それ以外の目的に利用及び提供してはならない。
- (2) (1)に定める記録データの利用及び提供を行う場合、管理責任者は、総括管理責任者が認めた者以外の者にデータの利用及び提供をさせてはならない。また、管理責任者は、データの提供等を行った場合は、その理由、期日、相手方の名称、データの内容等を記録した記録簿を作成し、保存するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、管理責任者と総括管理責任者が協議し、本部長の承認を得て別に定めるものとする。

この要項は、平成28年2月1日から施行する。

この要項は、平成 年 月 日から施行する。

平成 年度 データの保存期間延長記録簿

県北広域本部

部

期日	保存期間を延長するデータ	理由	延長する期間	備考

平成 年度 データの提供等記録簿

県北広域本部

部

期日	相手方の名称	理由	提供等 の方法	内容等

(別添) 年度別の公務中における交通事故等発生件数 (H22年度～H26年度)

年度	交通事故			交通違反		
	公用車	自家用車	計	公用車	自家用車	計
H22	3件	2件	5件	0件	0件	0件
H23	2件	0件	2件	0件	0件	0件
H24	1件	4件	5件	1件	0件	1件
H25	1件	0件	1件	1件	2件	3件
H26	3件	2件	5件	2件	5件	7件

熊企總第432号
平成28年1月29日

熊本県個人情報保護制度審議会会長様

熊本県知事 蒲島郁夫



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項について（諮問）
熊本県個人情報保護条例に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 諒問事項

ドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務について

2 条例上の根拠

条例第7条第3項第8号（例外的に本人以外から個人情報を収集する場合）

3 内容

別紙のとおり



ドライブレコーダーの設置状況

(所属名：企業局総務経営課)

項目	内 容
1 設置車両	企業局が所管する公用車（全14台中13台）
2 設置の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全に対する職員の意識高揚 ・職員が関係する交通事故等の迅速かつ適切な事務処理 ・交通事故等の防止に向けた取組みの推進
3 設置根拠 (法令等)	職員の交通事故等に係る事務処理要領
4 撮影の対象者	<p>(1) 映像 公用車が通行する道路周辺の歩行者、車両及び車両の運転者</p> <p>(2) 音声 公用車を運転する職員及び交通事故等発生時に公用車に接近した者</p>
5 収集する個人情報の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が識別できる映像及び音声 ・車両の登録番号が識別できる映像
6 ドライブレコーダーの設置を必要とする理由又は事情	企業局は、所管業務の特性上、長距離運転や高速道路を使用した運転、悪天候時や深夜の運転、緊張を強いられる業務後の運転など交通事故に繋がる可能性のある運転を行う頻度が高い職場であることから、より一層の交通安全、交通事故防止等に係る取組みを実施する必要があるため

7 レコーダーの台数と設置場所	<p>1 3台</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務経営課配置車両 3台 ・工務課配置車両 2台 ・発電総合管理所配置車両 8台
8 録画方法、保存方法	<p>(1) 録画方法</p> <p style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> 常時録画 <input type="checkbox"/> 異常時ののみ録画</p> <p>(2) 保存方法</p> <p style="text-align: center;">メモリーカード内に保存</p>
9 記録画像の外部への提供	<p>(1) 通常時</p> <p style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし</p> <p style="text-align: center;"><ありの場合の提供先></p> <p>(2) 異常事態発生時</p> <p style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし</p> <p style="text-align: center;"><ありの場合の提供先></p> <p style="text-align: center;">警察、公用車が加入する自動車保険の契約会社（ただし、交通事故等の処理に必要と認められる場合で、かつ、文書による提供要請があった場合に限る。）</p>
10 ドライブレコーダーの取扱要項等	<p style="text-align: center;"><input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし</p>
11 その他の特記事項	

熊本県企業局公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項（案）

1 趣旨

この要項は、熊本県企業局（以下「局」という。）が所管する公用車に設置するドライブレコーダー（以下「ドライブレコーダー」という。）の設置並びにこれにより記録された映像及び音声情報（以下「記録データ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 ドライブレコーダーの設置目的

ドライブレコーダーは、局における交通安全に対する職員の意識高揚を図るとともに、職員が関係する交通事故等の迅速かつ適切な事務処理及び交通事故等の防止に向けた取組みの推進を図るために設置するものとする。

3 ドライブレコーダーの設置等

（1）設置する公用車

設置の対象とする公用車は、局が所管する全ての公用車とし、設置する車両数は、車両の使用頻度等を考慮して次のとおり決定する。

設置車両を変更した場合には、管理責任者にその旨を報告するものとする。

- ① 総務経営課 3台
- ② 工務課 2台
- ③ 発電総合管理所 8台
- ④ 都呂々ダム管理事務所 0台

（2）撮影及び録音対象

ドライブレコーダーは、公用車のフロントガラスに前方に向けて設置し、車両前方の映像及び車両内外の音声（以下「映像等」という。）を撮影及び録音（以下「撮影等」という。）する。

（3）作動時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

（4）記録

ドライブレコーダーで撮影等した映像等は、ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録するものとする。

4 総括管理責任者等の指定

- （1）ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、総括管理責任者及び管理責任者を置く。
- （2）総括管理責任者は総務経営課長とし、記録データを総括管理する。
- （3）管理責任者は本庁の各課長及び各出先機関の長（総務経営課長、工務課長、発電総合管理所長及び都呂々ダム管理事務所長）とし、ドライブレコーダー及び記録データ

を管理する。

5 記録データの管理方法

(1) 記録データの管理

- ア 記録データは一定時間（100分程度）の記録により旧データの上書きを行い、交通事故等により一定の衝撃が発生した際の記録データは、上書きできないよう設定する。
- イ 記録データの盗難、紛失等を防止するため、公用車を使用しない間は公用車の全てのドアを施錠するものとする。

(2) 記録データの閲覧等

- ア 記録データの閲覧は、原則として事故等が発生した場合とする。
- イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び総括管理責任者並びに総括管理責任者が認めた者に限るものとする。
- ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。

(3) 記録データの保存

記録データの保存期間は1月間とする。

ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、総括管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(4) 記録データの複写

記録データの複写は、原則として行わない。

ただし、設置目的を達成するため必要と認められるときは、総括管理責任者の承認を得て、必要と認められる最少限度において、記録データを複写することができるものとする。

(5) 記録データの消去

保存期間を経過したデータは、管理責任者において確実に削除するものとする。

6 記録データの利用及び提供の制限

- (1) 記録データは、交通事故等の事実確認及び原因分析のためにのみ利用及び提供するものとし、それ以外の目的のために利用及び提供してはならない。
- (2) (1)に定める記録データの提供を行った場合は、提供日時、相手方の名称、提供理由、提供したデータの内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。

7 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車に「ドライブレコーダー登載車」であることを表示するものとする。

8 その他

この要項に定めるものほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、管理責任者と総括管理責任者が協議し、局長の承認を得て別に定めるものとする。

この要項は、平成 年 月 日から施行する。

（署名）
（印）

平成 年度 ドライブレコード記録データの閲覧記録簿

企業局 課（発電総合管理所・都呂々ダム管理事務所）

閲覧日時	閲覧者	閲覧目的	閲覧したデータの内容	備考
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				

平成 年度 ドライブレコーダ記録データの提供記録簿

企業局 課（発電総合管理所・都呂々ダム管理事務所）

提供日時	相手方の名称	提供理由	提供したデータの内容	備考
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				
年 月 日				